

感染症拡大予防ガイドライン

屋外運動場

1. 3密の回避

(1) 密閉の回避

- ① 施設内のトイレ・管理棟・倉庫等の各部屋を利用する際には、1時間に1回、5分程度、窓や出入口扉を全開にして換気を行う。
- ② 長時間の滞在を避けて、窓を開放したままで利用できる場合は、常時開放して利用する。

(2) 密集の回避

- ① 利用団体を制限して、滞在時間を出来る限り短縮する。
- ② 大会・試合等の開催をできる限り制限して、多人数が集まる状況を作らない。

(3) 密接の回避

- ① 近距離での会話や発声は避けて、共有スペースで滞留をしない。
- ② 休憩する際には、他の人との間隔を確保する。

2. その他の感染防止策

(1) マスクの着用

- ① 来場時、移動時にはマスクの着用をお願いする。競技中マスクを外す場合は、適切な距離を取るようお願いする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 施設利用前後の、手洗い手指消毒をお願いする。
- ② 消毒用の資材は、施設にあるものや自前で用意したものを使用する。

(3) 体調管理

- ① 利用者は事前に検温し、発熱や軽度の風邪症状（せき・鼻水・喉の痛み）、嘔吐・下痢の症状がある場合は、利用しない。
- ② 利用者の代表者は、当日の参加者を把握し、健康状態に注意する。

(4) 清掃・消毒

- ① 複数の人の手が触れる場所は、利用後に消毒用資材を使用して清拭消毒を行う。（イス・机・スイッチ・ドアノブ・蛇口・競技用備品等）

- ② 清掃時に使用した用具の持ち手等は、使用後に消毒する。
- ③ 清掃した後は、石鹼等で手を洗う。
- ④ 清掃に使用したペーパータオルは、ビニール袋に入れて密閉し、設置してある専用のごみ箱に入れる。

(5) トイレ

- ① トイレの使用後は、必ず便器のフタを閉めてから水を流すよう表示する。
- ② 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は定期的に清拭消毒する。
- ③ ハンドドライヤー、共通のタオルは禁止する。

3. 施設毎の注意点等

(1) 利用について

- ① 当面の間、施設ごとに利用人数を制限する。（50人程度まで）
- ② 利用者においても、事前にできる感染予防対策を行う。
- ③ 今後の感染状況により、利用制限等の変更を行う場合がある。

(2) 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対する利用制限

- ① 緊急事態宣言の対象地域の在住者の利用を制限する。

感染症拡大予防ガイドライン

屋内運動場

1. 3密の回避

(1) 密閉の回避

- ① 体育館フロア・トイレ・管理棟・倉庫等の各部屋を利用する際には、1時間に1回、5分程度、窓や出入口扉を全開にして換気を行う。
- ② 長時間の滞在を避けて、窓を開放したままで利用できる場合は、常時開放して利用する。

(2) 密集の回避

- ① 利用団体を制限して、滞在時間を出来る限り短縮する。
- ② 大会・試合等の開催をできる限り制限して、多人数が集まる状況を作らない。

(3) 密接の回避

- ① 近距離での会話や発声は避けて、玄関や廊下等の共有スペースで滞留をしない。
- ② 休憩する際には、他の人との間隔を確保する。

2. その他の感染防止策

(1) マスクの着用

- ① 来場時、移動時にはマスクの着用をお願いする。競技中マスクを外す場合は、適切な距離を取るようお願いする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 施設利用前後の、手洗い手指消毒をお願いする。
- ② 消毒用の資材は、施設にあるものや自前で用意したものを使用する。

(3) 体調管理

- ① 利用者は事前に検温し、発熱や軽度の風邪症状（せき・鼻水・喉の痛み）、嘔吐・下痢の症状がある場合は、利用しない。
- ② 利用者の代表者は、当日の参加者を把握し、健康状態に注意する。

(4) 清掃・消毒

- ① 複数の人の手が触れる場所は、利用後に消毒用資材を使用して清拭消

毒を行う。(イス・机・スイッチ・ドアノブ・蛇口・競技用備品等)

- ② 清掃時に使用した用具の持ち手等は、使用後に消毒する。
- ③ 清掃した後は、石鹼等で手を洗う。
- ④ 清掃に使用したペーパータオルは、ビニール袋に入れて密閉し、設置してある専用のごみ箱に入れる。

(5) トイレ

- ① トイレの使用後は、必ず便器のフタを閉めてから水を流すよう表示する。
- ② 不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は定期的に清拭消毒する。
- ③ ハンドドライヤー、共通のタオルは禁止する。

3. 施設毎の注意点等

(1) 利用について

- ① 当面の間、施設ごとに利用人数を制限する。
(体育館50人程度、柔剣道場・弓道場20人程度まで)
- ② 利用者においても、事前にできる感染予防対策を行う。
- ③ 今後の感染状況により、利用制限等の変更を行う場合がある。

(2) 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対する利用制限

- ① 緊急事態宣言の対象地域の在住者の利用を制限する。